

今後、高齢者等以外の方にも、新型コロナワクチンの接種が開始されます。 職場における感染防止対策の観点からも、従業員の皆様が、 安心してワクチンの接種を受けられるよう、特段のご配慮をお願いします。

ワクチン休暇の取得 等

従業員の皆様が、勤務日であっても ①ワクチン接種、 ②副反応が発生した場合の療養、③家族の接種の付き添い 等 を行うことができるよう、必要な就業規則の変更等について、 積極的な対応をお願いします。

- 休暇制度の新設、既存休暇制度の見直し
- 特段のペナルティなく労働者の「中抜け※1」や「出勤みなし※2」等を認める
 - ※1:接種等の時間、労務から離れることを認め、その分終業時刻の繰り下げを行う
 - ※2:接種等の時間、労務から離れることを認めた上で、その時間は通常どおり労働したと取り扱う

【参考】 厚生労働省 「新型コロナウィルスに関するQ&A(企業の方向け)」 <ワクチン接種に関する休暇や労働時間の取扱い> 問 20

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00007.html

【ワクチン接種は、ご本人の意思に基づき受けていただくものです】

従業員や取引先等の関係者に対し**「接種を強制しない」**、接種を受けていない人への**「差別的な扱いをしない」**よう、お願いします。

感染防止対策にご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

令和3年6月

